

- ・記入例の事業所は、定額コースから変額コースへコースを変更する例です。
- ・別紙「第2年金の(掛金)増口手続きについて」において参考となる箇所がある場合は、ページを記してありますのでご参照ください。

「変更申出書」

下記の内容を変更する場合は、基金規約の変更手続きが必要です。また、変更が可能な時期は、4月と10月の年2回です。変更の申出の場合は、該当箇所に○表示いただきお申出ください。(下記1.ア.、3の変更の場合は、※も併せて記入してください。)

●変更年月日 令和 2年 10月 1日

「第2年金の(掛金)増口手続きについて」の5ページのスケジュールをご確認いただき、10月または4月の変更年月日を記入ください。

① 「コース」の変更

※内容によっては「給付減額」に該当する場合があります

該当する場合は、番号に○をつけ該当を選択してください。
<3・4ページ>
<7・8ページ>

○印	<現行>	>	<変更後>
○	ア. 定額コース (1口)	⇒	変額コース「 ※のとおり 」
	イ. 変額コース	⇒	定額コース

※詳細は別途確認させていただきます

該当する場合は、番号に○をつけ口数を記入してください。

2. 定額コースの「口数」の変更

※減口の場合は「給付減額」に該当します

<現行>	>	<変更後>
一律「 口」	⇒	一律「 口」

該当する場合は、番号に○をつけてください。
<3・4ページ>
<7・8ページ>

3. 変額コースの「口数基準」の変更

<現行>	>	<変更後>
	⇒	「 ※ のとおり 」

※詳細は別途確認させていただきます

「第2年金の増口手続き等について」3・4ページ、7・8ページをご確認の上、ご記入ください。

「変額コース」(1口~30口)へ変更

職位	月額掛金(千円)	月額掛金(千円)
係員	1	
係長	2	
課長	3	
部長・役員	5	

区分内容	確認資料名
職 位	職位規程

(注)変額コースの場合は、職位、資格、等級等を規定している「諸規程」を提出して下さい。(※諸規程とは、等級規程、資格規程、給与規程、役員規程等)

事業所番号 99999

所在地 東京都港区赤坂2-5-7 NIKKEN赤坂ビル3階
事業所名 日本ITソフトウェア株式会社
代表者名 年金 太郎 (印)

代表者印の押印を忘れないでください。